

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-212901

(P2008-212901A)

(43) 公開日 平成20年9月18日(2008.9.18)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
CO2F 1/28 (2006.01)	CO2F 1/28 F	4D050
B63B 13/00 (2006.01)	B63B 13/00 Z	4D624
CO2F 1/50 (2006.01)	CO2F 1/50 510A	
CO2F 1/76 (2006.01)	CO2F 1/50 520F	
	CO2F 1/50 520P	
審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 8 頁) 最終頁に続く		

(21) 出願番号 特願2007-57744 (P2007-57744)
 (22) 出願日 平成19年3月7日(2007.3.7)

(71) 出願人 501204525
 独立行政法人海上技術安全研究所
 東京都三鷹市新川6丁目38番1号
 (71) 出願人 000211891
 株式会社ナカボーテック
 東京都中央区新川二丁目5番2号
 (74) 代理人 100071401
 弁理士 飯沼 義彦
 (74) 代理人 100089130
 弁理士 森下 靖侑
 (72) 発明者 山根 健次
 東京都三鷹市新川6丁目38番1号 独立
 行政法人 海上技術安全研究所内

最終頁に続く

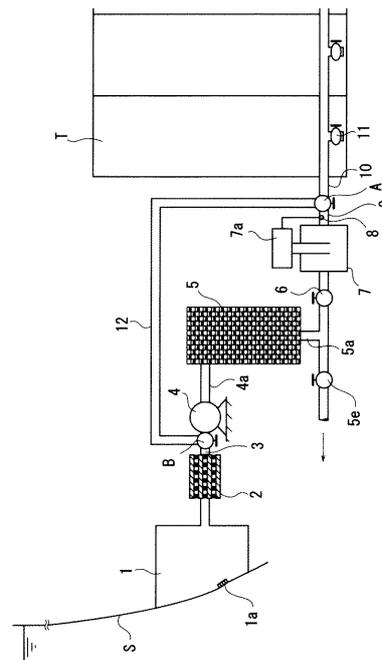
(54) 【発明の名称】 船舶用バラスト水処理装置

(57) 【要約】

【課題】 船舶のバラストタンクへの給水系に濾過装置と薬剤による殺滅装置とを介在させてバラスト水における微生物の除去や殺菌処理を十分に施せるようにするとともに、バラスト水の船外への排出に際しても上記濾過装置を再利用して、排水中に残存する薬剤や微生物の除去を十分に行えるようにする。

【解決手段】 バラストタンクTへの給水に際し、取水部1からストレーナー2、第2切替えバルブBを通じポンプ4で吸引された外水は、濾過装置5により微細生物や固形物を除去され、さらに薬剤付与装置7で殺菌処理を施されてから、第1切替えバルブAおよび注排水用バルブ11を介し、バラストタンクTへ流入する。バラストタンクTからの排水の際には、第1切替えバルブA、バラスト水排出管12および第2切替えバルブBを介しポンプ4で吸引されたバラスト水が、濾過装置5で再び浄化された後、排水バルブ5eを通じて排出される。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

船舶のバラストタンクへバラスト水を注入すべく、同船舶の没水部分に設けられた取水部と、同取水部にストレーナーおよびポンプを介し接続されて上記バラストタンクの注排水用バルブへ到る給水系とを備え、同給水系において上記ポンプと上記注排水用バルブとを接続する給水管路に、同給水管路内の給水中の細菌および微細生物ならびに固形物を濾過し除去するための濾過装置と残余の上記細菌および上記微細生物の殺滅を行うための薬剤付与装置とが介装されており、上記バラストタンクの内部のバラスト水を船外へ排出する際に上記注排水用バルブを介し上記ポンプによって吸引されたバラスト水を再び上記濾過装置へ導き濾過してから排水バルブを介し船外へ排出しうる排水系が設けられたことを特徴とする、船舶用バラスト水処理装置。

10

【請求項 2】

上記濾過装置における濾材として、上記薬剤付与装置により上記バラスト水に付与された薬剤の残留分を同バラスト水の排出の際に吸着しうる可燃性の濾材が、取替え可能に設けられていることを特徴とする、請求項 1 に記載の船舶用バラスト水処理装置。

【請求項 3】

上記濾過装置が、濾材を充填された多数の通水型カートリッジを交換可能に備えていることを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の船舶用バラスト水処理装置。

【請求項 4】

上記薬剤付与装置が次亜塩素酸ソーダ発生装置として設けられていることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の船舶用バラスト水処理装置。

20

【請求項 5】

上記バラストタンクにおける上記注排水用バルブに接続されたバラスト水注入排出用主管と上記薬剤付与装置から上記主管へ到るバラスト水供給管との接続部に第 1 切換えバルブが設けられるとともに、バラスト水排出の際に上記第 1 切換えバルブを経由して上記ポンプへバラスト水を送るためのバラスト水排出管と上記ストレーナーから上記ポンプへ到る給水管との一方を選択的に上記ポンプの吸入部へ接続しうる第 2 切換えバルブが設けられたことを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 つに記載の船舶用バラスト水処理装置。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、港における船舶のバラスト水の注排水に伴い、出発港から到着港へ微生物や細菌が移動するのを防止するため、バラスト水の注排水に際して、バラスト水に適切な処理を施せるようにした装置に関する。

【背景技術】

【0002】

船舶が港で貨物を降ろす際に、船体の安定を保持するため、同船舶のバラストタンクに張水して、そのまま出港すると、バラスト水に混入した微細な水生生物や細菌が、他の港で貨物の積込みを行う際にバラスト水と共に排出されて、本来の生息海域ではない海域に生息したり繁茂したりするようになり、環境に被害を及ぼすという不具合がある。

40

そこで、船舶のバラスト水については、電極による殺菌処理や微細生物に対する機械的破壊、オゾンや紫外線または薬剤による殺滅処理などを施すことが提案されているが、処理を必要とするバラスト水量が多いことと、バラスト水中に混入する微生物の種類が多いことと相まって、適切な対策をたて難く、また大量の薬剤の使用については、同薬剤による 2 次的被害が危惧されている。

【特許文献 1】特開 2005 - 271648 号公報

【特許文献 2】特開 2005 - 342626 号公報

【特許文献 3】特開 2006 - 212493 号公報

【特許文献 4】特開 2006 - 248510 号公報

50

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

本発明は、船舶のバラストタンクへの給水系に濾過装置と薬剤による殺滅装置とを介在させることにより、バラスト水における微生物の除去や殺菌処理を十分に施せるようにするとともに、バラスト水の船外への排出に際しては上記濾過装置を再利用して、排水中に残余する薬剤や微生物の除去を十分に行えるようにし、また上記濾過装置における使用済み濾材の処理の簡便化も図れるようにした船舶用バラスト水処理装置を提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】**【0004】**

前述の課題を解決するため、本発明の船舶用バラスト水処理装置は、船舶のバラストタンクへバラスト水を注入すべく、同船舶の没水部分に設けられた取水部と、同取水部にストレーナーおよびポンプを介し接続されて上記バラストタンクの注排水用バルブへ到る給水系とを備え、同給水系において上記ポンプと上記注排水用バルブとを接続する給水管路に、同給水管路内の給水中の細菌および微細生物ならびに固形物を濾過し除去するための濾過装置と残余の上記細菌および上記微細生物の殺滅を行うための薬剤付与装置とが介装されており、上記バラストタンクの内部のバラスト水を船外へ排出する際に上記注排水用バルブを介し上記ポンプによって吸引されたバラスト水を再び上記濾過装置へ導き濾過してから排水バルブを介し船外へ排出しうる排水系が設けられたことを特徴としている。

【0005】

また、本発明の船舶用バラスト水処理装置は、上記濾過装置における濾材として、上記薬剤付与装置により上記バラスト水に付与された薬剤の残留分を同バラスト水の排出の際に吸着しうる可燃性の濾材が、取替え可能に設けられていることを特徴としている。

【0006】

さらに、本発明の船舶用バラスト水処理装置は、上記濾過装置が、濾材を充填された多数の通水型カートリッジを交換可能に備えていることを特徴としている。

【0007】

また、本発明の船舶用バラスト水処理装置は、上記薬剤付与装置が次亜塩素酸ソーダ発生装置として設けられていることを特徴としている。

【0008】

さらに、本発明の船舶用バラスト水処理装置は、上記バラストタンクにおける上記注排水用バルブに接続されたバラスト水注入排出用主管と上記薬剤付与装置から上記主管へ到るバラスト水供給管との接続部に第1切換えバルブが設けられるとともに、バラスト水排出の際に上記第1切換えバルブを経由して上記ポンプへバラスト水を送るためのバラスト水排出管と上記ストレーナーから上記ポンプへ到る給水管との一方を選択的に上記ポンプの吸入部へ接続しうる第2切換えバルブが設けられたことを特徴としている。

【発明の効果】**【0009】**

上述の本発明の船舶用バラスト水処理装置では、港における船舶からの荷卸しに伴う同船舶のバラストタンクへのバラスト水供給に際して、同船舶の没水部分における取水部からストレーナーを介しポンプによって吸入された給水は、同給水に含まれる細菌および微生物ならびに固形物を濾過装置で除去する処理を施されるとともに、薬剤付与装置で残余の細菌および微生物の殺滅作用を施され、このようにして浄化された給水が上記バラストタンクへ供給されるようになる。

【0010】

そして、上記船舶が他の港で貨物の積込みを行う場合、同船舶のバラストタンクからバラスト水を排出する際には、航行中に上記バラストタンク内でバラスト水に残存する細菌や微生物が増殖していても、あるいは上記バラスト水中に残留薬剤が存在していても、同バラスト水は上記濾過装置の再利用により再び濾過されるので、港内の水域における生態

10

20

30

40

50

系に及ぼす被害を十分に軽減できるようになる効果が得られる。

【0011】

また、上記濾過装置における濾材として、上記薬剤付与装置により上記バラスト水に付与された薬剤の残留分を吸着しうる可燃性の濾材が、取替え可能に設けられていると、上記バラスト水が上記濾過装置を経由して船外へ排出される際に、同バラスト水中の残留薬剤の除去が効率よく行われるほか、同濾材の劣化の際に同濾材の交換が容易に行われ、しかも使用済み濾材の処理が焼却により簡便に行われるようになる。

【0012】

そして、上記濾過装置が、濾材を充填された多数の通水型カートリッジを交換可能に備えている場合は、上記濾材の劣化の際の取替え作業が、上記カートリッジの交換によって著しく簡易化されるようになる。

10

【0013】

さらに、上記薬剤付与装置が次亜塩素酸ソーダ発生装置として設けられることにより、上記給水管路における給水中の細菌および微生物の殺滅が、的確に行われるようになる。

【0014】

また、上記バラストタンクにおける上記注排水用バルブに接続されたバラスト水注入排出用主管と上記薬剤付与装置から上記主管へ到るバラスト水供給管との接続部に第1切換バルブが設けられるとともに、バラスト水排出の際に上記第1切換バルブを経由して上記ポンプへバラスト水を送るためのバラスト水排出管と上記ストレーナーから上記ポンプへ到る給水管との一方を選択的に上記ポンプの吸入部へ接続しうる第2切換バルブが設けられることにより、バラストタンクへのバラスト水送給の際には、上記ストレーナーから上記ポンプへ到る給水管を同ポンプの吸入部へ接続するように上記第2切換バルブを操作するとともに、上記の濾過装置および薬剤付与装置を経由した給水を上記バラストタンクへ送給するための上記バラスト水供給管を上記バラスト水注入排出用主管へ連通させるように第1切換バルブを操作することによって、上記バラストタンクへの給水の送給が、同給水の無害化された状態で的確に行われるようになる。

20

【0015】

そして、上記バラストタンクからのバラスト水排出に際しては、上記第1切換バルブの切換え操作により上記バラスト水注入排出用主管を上記バラスト水排出管へ連通させるとともに、同バラスト水排出管を第2切換バルブの切換操作により上記ポンプへ接続することによって、バラストタンクから排出されたバラスト水は再び前記濾過装置を利用して濾過され、このようにして十分に浄化されてからバラスト水の船外への排出が行われるようになる。

30

【実施例】

【0016】

図1は船内に装備された本発明の一実施例としての船舶用バラスト水処理装置を模式的に示す説明図、図2は上記装置における濾過装置の他の例を示す縦断面図である。

【0017】

図1に示すように、船舶SのバラストタンクTへバラスト水を注入するため、同船舶Sの没水部における船体外板の内側に設けられたシーチェストとしての取水部1に、その格子付き開口部1aを通じて外水が取り込まれるように構成されている。

40

【0018】

そして、取水部1内の水は、粗漉しを行うストレーナー2を介してポンプ4により吸引され、同ポンプ4から送水管4aを介し濾過装置5へ送り込まれて、バラストタンクTへの給水として浄化されるように構成されている。

【0019】

濾過装置5では給水中の細菌および微細生物ならびに固形物が繊維材のごとき濾材によって濾過されるが、濾過装置5を経由した給水は、連絡管5aおよび給水バルブ6を通り、さらに薬剤付与装置7に流入して、残留塩素計8を付設された次亜塩素酸ソーダ発生装置7aによる適度の薬剤付与に伴い、残余の細菌および微細生物の殺滅を施される。

50

【 0 0 2 0 】

このようにして浄化された給水は、第 1 切換えバルブ A およびバラスト水注入排出用主管 10 ならびにバラストタンク内注排水用バルブ 11 を経由して、各バラストタンク T 内に注入されるように構成されている。

【 0 0 2 1 】

また、バラストタンク T 内のバラスト水の排出に際しては、ポンプ 4 の作動により、バラストタンク内注排水用バルブ 11 を通じて排出されるバラスト水が、バラスト水注入排出用主管 10 および第 1 切換えバルブ A を通るとともに、バラスト水排出管 12 および第 2 切換えバルブ B を通ってポンプ 4 に流入し、さらに同ポンプ 4 の出口管 4 a を通じて濾過装置 5 へ流入することにより再び濾過されるように構成されている。

10

なお、濾過装置 5 の内部の濾材としては、バラスト水の排出時に同バラスト水に残留する薬剤としての次亜塩素酸ソーダを吸着可能で、しかも可燃性のもの（例えば活性炭を含む繊維材）が用いられて、取替え可能に設けられる。

【 0 0 2 2 】

そして、濾過装置 5 の排出管 5 a から排出されたバラスト水は、排水バルブ 5 e を通じて船外へ排出されるが、その際、給水バルブ 6 は閉鎖される。

【 0 0 2 3 】

図 2 は濾過装置 5 の変形例を示しており、その内部には、可燃性で薬剤の吸着も行える濾材を充填された多数の通水型カートリッジ 5 A が、多段状の仕切り板 5 c で区画された各区画室内に装填されている。そして、各仕切り板 5 c には連通孔 5 d が形成されている。

20

濾材の劣化による取替えの際には、開閉蓋 5 b を開いてカートリッジ 5 A の交換が行われる。

【 0 0 2 4 】

上述の本実施例の船舶用バラスト水処理装置では、港における船舶 S からの荷卸しに伴う同船舶 S のバラストタンク T へのバラスト水供給に際して、同船舶 S の没水部分における取水部 1 からストレーナー 2 を介しポンプ 4 によって吸入された給水は、同給水に含まれる細菌および微生物ならびに固形物を濾過装置 5 で除去する処理を施されるとともに、薬剤付与装置 7 で次亜塩素酸ソーダによる残余の細菌および微生物の殺滅作用を施され、このようにして浄化された給水がバラストタンク T へ供給されるようになる。

【 0 0 2 5 】

そして、船舶 S が他の港で貨物の積込みを行う場合、同船舶 S のバラストタンク T からバラスト水を排出する際には、航行中にバラストタンク T 内でバラスト水に残存する細菌や微生物が増殖していても、あるいは上記バラスト水中に残留薬剤が存在していても、同バラスト水は濾過装置 5 の再利用により再び濾過されるので、港内の水域における生態系に及ぼす被害を十分に軽減できるようになる効果が得られる。

30

【 0 0 2 6 】

また、濾過装置 5 における濾材として、薬剤付与装置 7 で付与された薬剤を吸着しうる可燃性の濾材が取替え可能に設けられているので、バラスト水の排出時に同濾過装置 5 を再び経由するバラスト水に残存する薬剤の除去が適切に行われるほか、同濾材の劣化の際に、同濾材の交換が容易に行われ、しかも使用済み濾材の処理が焼却により簡便に行われるようになる。

40

【 0 0 2 7 】

そして、濾過装置 5 が、図 2 に示すように、濾材を充填された多数の通水型カートリッジ 5 A を交換可能に備えている場合は、上記濾材の劣化の際の取替え作業が、カートリッジ 5 A の交換によって著しく簡易化されるようになる。

【 0 0 2 8 】

さらに、薬剤付与装置 7 が次亜塩素酸ソーダ発生装置 7 a として設けられることにより、上記給水管路における給水中の細菌および微生物の殺滅が、的確に行われるようになる。

【 0 0 2 9 】

50

また、バラストタンク T における注排水用バルブ 11 に接続されたバラスト水注入排出用主管 10 と薬剤付与装置 7 から主管 10 へ到るバラスト水供給管 9 との接続部に第 1 切換えバルブ A が設けられるとともに、バラスト水排出の際に第 1 切換えバルブ A を経由してポンプ 4 へバラスト水を送るためのバラスト水排出管 12 とストレーナー 2 からポンプ 4 へ到る給水管 3 との一方を選択的にポンプ 4 の吸入部へ接続しうる第 2 切換えバルブ B が設けられることにより、バラストタンク T へのバラスト水送給の際には、ストレーナー 2 からポンプ 4 へ到る給水管 3 を同ポンプ 4 の吸入部へ接続するように第 2 切換えバルブ B を操作するとともに、濾過装置 5 および薬剤付与装置 7 を経由した給水をバラストタンク T へ送給するためのバラスト水供給管 9 をバラスト水注入排出用主管 10 へ連通させるように第 1 切換えバルブ A を操作することによって、バラストタンク T への給水の送給が、同給水の無害化された状態での確に行われるようになる。

10

【 0 0 3 0 】

そして、バラストタンク T からのバラスト水排出に際しては、第 1 切換えバルブ A の切換え操作によりバラスト水注入排出用主管 10 をバラスト水排出管 12 へ連通させるとともに、同バラスト水排出管 12 を第 2 切換えバルブ B の切換え操作によりポンプ 4 へ接続することによって、バラストタンク T から排出されたバラスト水は再び濾過装置 5 を利用して濾過され、このようにして十分に浄化されてからバラスト水の船外への排出が行われるようになる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 1 】

20

【 図 1 】 船内に装備された本発明の一実施例としての船舶用バラスト水処理装置を模式的に示す説明図である。

【 図 2 】 上記装置における濾過装置の他の例を示す縦断面図である。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 2 】

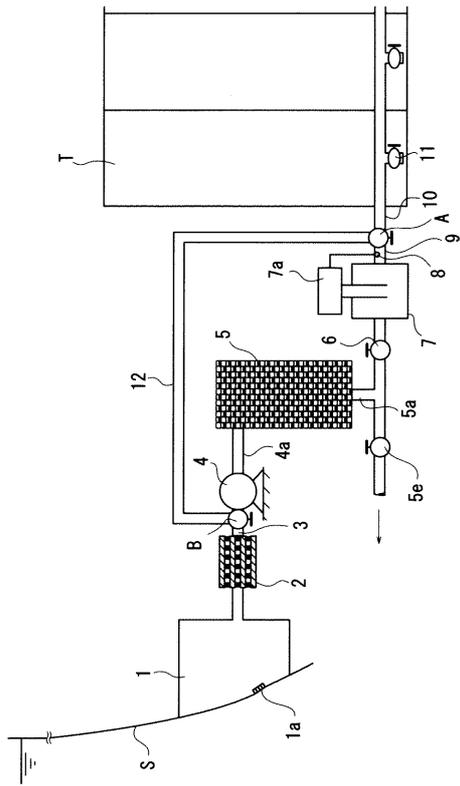
- 1 取水部
- 1 a 格子付き開口部
- 2 ストレーナー
- 3 給水管
- 4 ポンプ
- 5 濾過装置
- 5 A カートリッジ
- 5 a 排出管
- 5 b 開閉蓋
- 5 c 仕切り板
- 5 d 連通孔
- 5 e 排水バルブ
- 6 給水バルブ
- 7 薬剤付与装置
- 7 a 次亜塩素酸ソーダ発生装置
- 8 残留塩素計
- 9 バラスト水供給管
- 10 バラスト水注入排出用主管
- 11 注排水用バルブ
- 12 バラスト水排出管
- A 第 1 切換えバルブ
- B 第 2 切換えバルブ
- S 船舶
- T バラストタンク

30

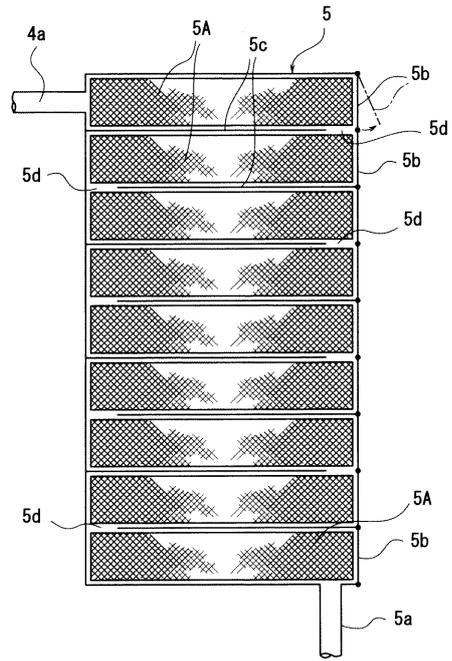
40

50

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
	C 0 2 F 1/50	5 3 1 P
	C 0 2 F 1/50	5 4 0 B
	C 0 2 F 1/50	5 5 0 C
	C 0 2 F 1/50	5 5 0 D
	C 0 2 F 1/50	5 5 0 H
	C 0 2 F 1/50	5 5 0 L
	C 0 2 F 1/50	5 6 0 B
	C 0 2 F 1/76	A
	C 0 2 F 1/50	5 6 0 Z

(72)発明者 上田 浩一

東京都三鷹市新川6丁目38番1号 独立行政法人 海上技術安全研究所内

(72)発明者 柴田 清

東京都三鷹市新川6丁目38番1号 独立行政法人 海上技術安全研究所内

(72)発明者 亀山 道弘

東京都三鷹市新川6丁目38番1号 独立行政法人 海上技術安全研究所内

(72)発明者 山之内 博

東京都三鷹市新川6丁目38番1号 独立行政法人 海上技術安全研究所内

(72)発明者 大庭 忠彦

東京都中央区新川2-5-2 株式会社ナカポーテック内

Fターム(参考) 4D050 AA06 AA12 AB06 BB06 BD03 BD04 BD06 BD08 CA06 CA15
4D624 AA04 AA05 AB07 AB11 BA02 BB08 BC01 CA04 DB03 DB27